

青森県報

第二千九百六十五号

平成二十年

七月三十日

(水曜日)

目次

規則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………

(健康福祉課) …… 一

公告

青森県太陽エネルギー活用推進アクションプラン策定調査業務委託に係る一般競争入札……………
土地改良区の解散……………

(エネルギー開発振興課) …… 二
(農村整備課) …… 三

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………

(事務局) …… 四
(同) …… 四
(同) …… 五
(同) …… 五
(同) …… 六

公安委員会

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………

(組織犯罪対策課) …… 六

雑報

平成十九年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の……………

事業の決算の要領及び平成二十年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領……………

(新産業都市建設事業団) …… 六

規則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の四中「百人一日当たり三万円」を「一人一日当たり三百円」に改め、同一の2の(二)中「二百三十四万二千円」を「二百三十六万六千円」に改め、同

表の三の3の(一)の表中

円 四九、五	円 七、二	円 一七、三	円 二二、三
円 七五、四	円 一、三	円 二八、六	円 三七、
を		を	
円 一七、二	円 二二、一	円 三三、六	円 三九、
円 二八、四	円 三六、七	円 五一、二	円 六、

円 三三、八	円 三九、三	円 四九、八	円 七、三〇〇円
円 五一、六	円 六、五	円 七五、九	円 一〇、四〇〇円

に改め、

同3の(二)の表中

円 五、六	円 七、五	円 一一、三	円 一三、七
円 九、	円 一一、九	円 一六、八	円 一九、九

円	一七、四	円	五、六	円	七、六	円	一、四
円	二五、二	円	九、一	円	二、	円	一六、九

を

円	一七、五	円	一、	円	二五、四	円	二五、四
---	------	---	----	---	------	---	------

「五十一万円」に改め、同表の十一の2中「十三万七千円」を「十三万七千五百円」に改める。

に改め、別表第一の六の2中「五十万円」を

別表第二の一の1の中「二万七千四百円」を「二万二千円」に改め、同1の(一)「薬剤師」を「薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士」に、「二万九千円」を「一万七千四百円」に改め、同1の(二)中「及び看護師」を「看護師及び准看護師」に、「一万四千円」を「二万九千円」に改め、同1(五)を削り、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 救急救命士 一人一日当たり 一万五千八百円以内
別表第二の一の1に次のように加える。

- (六) 大工 一人一日当たり 一万五千七百円以内
- (七) 左官 一人一日当たり 一万五千九百円以内
- (八) とび職 一人一日当たり 一万四千五百円以内

別表第二の一の3を次のように改める。

3 旅費

- (一) 車賃 一キロメートルにつき 二十五円
- (二) 宿泊料 一夜につき 九千八百円
- (三) 旅行雑費 一日につき 千二百円

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の三の3の規定は平成十九年四月一日から、同表の一の2の(一)、六の2及び十一の2の規定は平成二十年四月一日から適用する。

公 告

青森県太陽エネルギー活用推進アクションプラン策定調査業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 作業名 青森県太陽エネルギー活用推進アクションプラン策定調査業務
- 2 作業内容 入札説明書による。
- 3 履行期限 平成二十一年一月三十日
- 4 入札方法

本件については、価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする総合評価落札方式による。

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項の規定に該当しない者であること。

三 入札者の義務

この入札に参加を希望する者は、青森県が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、提案書について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は青森県において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

四 入札書・提案書の提出場所等

- 1 入札書・提案書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一
青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課環境・エネルギー産業振興グループ

電話 〇一七 七三四 九三七八

- 2 入札書・提案書の提出期限

平成二十年八月十五日 午後三時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁東棟四階 青森県エネルギー総合対策局会議室

平成二十年八月二十二日 午前十時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三

六 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした

項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の

方法をもって落札者を定める。

八 その他

1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額）をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者である

かを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること

と。

SUMMARY

1 Service to be required:

Investigation to develop an act

ion plan to promote solar energy

usage in Aomori Prefecture

2 Time limit for implementation:

January 30, 2009

3 Time limit for tender:

3:00 p.m. August 15, 2008

4 Contact point for the notice:

Environment and Energy Industry

Promotion Section

Energy Promotion and Development

Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9378

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定によ

り、平内町土地改良区は、平成二十年七月二十二日解散したので、同条第三項の規定

により公告する。

平成二十年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年七月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任者 者氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月日
国民新党青森県 第四選挙区支部	津島 恭一	今 隆則	弘前市大字山下町九	平成 二〇・六・一六

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年七月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
自由民主党青森県 森宅建支部	代表者 葛西 重明		安田 勝位	平成 二〇・六・二
主たる事務所の所在地	むつ市脇野沢本村 一七		むつ市脇野沢本村 三五	
代表者	佐々木 隆徳		能代 信吉	二〇・六・五

自由民主党青森県建設業支部	会計責任者	蛸島 達弥	届出 年月日
	神 豊勝		二〇・六・六

自由民主党東通村支部	代表者	渡部 英夫	届出 年月日
	川村 隆		二〇・六・九

自由民主党青森県歯科技術士連盟支部	代表者	木村 壽一	届出 年月日
	安村 好弘		二〇・六・三

民主党青森県参議院選挙区第2総支部	会計責任者	木村 壽一	届出 年月日
	中野 美智		二〇・六・一六

政党以外の政治団体

青森県不動産政治連盟	代表者	葛西 重明	届出 年月日
	安田 勝位		平成 二〇・六・二

山内正孝後援会	主たる事務所の所在地	八戸市大字尻内町 字洞一八	届出 年月日
	八戸市青葉一の一 八の一六		二〇・六・四

谷川政人後援会	会計責任者	小山内 昭彦	届出 年月日
	小堀 健一		二〇・六・五

青森県政治経	会計責任者	境谷 武美	届出 年月日
	滝吉 喜久弥		二〇・六・九

済研究会

平山幸司後援会

モリこうアオの会

大島理森階上町後援会

青森県歯科技工士連盟

松田勝後援会

青森県獣医師政治連盟

佐藤洋治後援会

宮下順一郎後援会

波多野 泰史

坂本 絵理

中野 美智

矢田 秀子

大前 典男

木村 壽二

安村 好弘

木村 壽二

猪股 俊英

山田 弘治

木村 重敏

齊藤 實

葛西 敏一

佐々木 庸男

葛西 敏一

柳谷 真奈美

大下 義雄

宮崎 清蔵

平澤 一正

吉崎 千城

清川 百合子

武田 金之助

山口 秀一

宮下 淑子

二〇・六・二六

二〇・六・二六

二〇・六・二六

二〇・六・二六

二〇・六・二六

二〇・六・二六

二〇・六・二六

二〇・六・二六

二〇・六・二六

二〇・六・二六

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年七月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
兼平清後援会	平成二〇・六・四	平成二〇・六・四
吉田豊後援会（代表者 山田榮次郎）	二〇・六・三	二〇・六・六
豊智会	二〇・六・三	二〇・六・六
川端澄男後援会	二〇・六・九	二〇・六・一〇
加藤達後援会	二〇・五・三	二〇・六・七
工藤豊秀後援会	二〇・三・三〇	二〇・六・二四

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年七月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	届出年月日
平山 幸司（参議院議員）	オモリこうア	新	平成二〇・六・二六
		旧	
	会計責任者	中野 美智	
	会計責任者	葛西 敏一	
	職務代行者	矢田 秀子	
	職務代行者	柳谷 真奈美	

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年七月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名	代表者 氏名	主たる事務所の 在 地	届出 年月日
吉田 豊 (青森県議会議 員)	豊智会	吉田 豊	上北郡東北町旭南三 の四七一の一	平成 二〇・六・六

公安委員会

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月三十日

青森県公安委員会委員長 橋本八右衛門

青森県公安委員会規則第五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年二月青森県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は第三十条」を「第三十条又は第三十条の三」に改める。

附則

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

雑報

青森県事業団公告第三号

平成二十年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第七十九回定例会の議を経た平成十九年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十年七月三十日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三村 申 吾

平成19年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分負担金及び金	1 負担金	7,572,000 円	7,572,000 円	7,572,000 円	0 円	0 円	0 円
		121,000	121,686	121,686	0	0	686
		121,000	121,686	121,686	0	0	686
2 財産収入	1 財産運用収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
3 繰入金	1 繰入金	24,707,000	24,707,042	24,707,042	0	0	42
		24,707,000	24,707,042	24,707,042	0	0	42
4 繰越金	1 繰越金	19,693,000	19,764,987	19,764,987	0	0	71,987
		1,000	71,977	71,977	0	0	70,977
		19,692,000	19,692,000	19,692,000	0	0	0
5 諸収入	3 雑収入	0	1,010	1,010	0	0	1,010
		53,093,000	53,165,715	53,165,715	0	0	72,715
		53,093,000	53,165,715	53,165,715	0	0	72,715

歳 出		款	項	子 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	子 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事業団費	1 事業団運営費			53,093,000 円	36,207,879 円	0 円	16,885,121 円	16,885,121 円
				53,093,000	36,207,879	0	16,885,121	16,885,121
歳 出 合 計				53,093,000	36,207,879	0	16,885,121	16,885,121

歳入歳出差引残額 16,957,836 円

平成19年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	子 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	子 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 事業収入	1 臨海収入	20,250,000 円	20,253,004 円	20,253,004 円	0 円	0 円	3,004 円
			12,669,000	12,671,987	0	0	2,987
			7,577,000	7,577,660	7,577,660	0	0
	2 市川収入	4,000	3,357	3,357	0	0	△643
	3 百石収入	20,250,000	20,253,004	20,253,004	0	0	3,004
歳 入 合 計							

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出		20,250,000 円	20,158,466 円	0 円	91,534 円	91,534 円
	1 臨海事業費	12,669,000	12,581,466	0	87,534	87,534
	2 市川事業費	7,577,000	7,577,000	0	0	0
	3 百石事業費	4,000	0	0	4,000	4,000
歳 出	合 計	20,250,000	20,158,466	0	91,534	91,534

歳入歳出差引残額

94,538 円

平成20年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算 (第1号)

平成20年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,261千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 120	千円 121
	1 財産運用収入	1	120	121
3 繰入金		6,815	△5,815	1,000
	1 繰入金	6,815	△5,815	1,000
4 繰越金		1	16,956	16,957
	1 繰越金	1	16,956	16,957
歳入合計		34,082	11,261	45,343

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 34,082	千円 11,261	千円 45,343
	1 事業団運営費	34,082	11,261	45,343
歳出合計		34,082	11,261	45,343

平成20年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算 (第1号)

平成20年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,304千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 21,713	千円 1,591	千円 23,304
	1 臨海収入	12,641	1,591	14,232
	2 市川収入	9,069	0	9,069
	3 百石収入	3	0	3
歳入合計		21,713	1,591	23,304

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 21,713	千円 1,591	千円 23,304
	1 臨海事業費	12,641	1,591	14,232
	2 市川事業費	9,069	0	9,069
	3 百石事業費	3	0	3
歳出合計		21,713	1,591	23,304

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭